

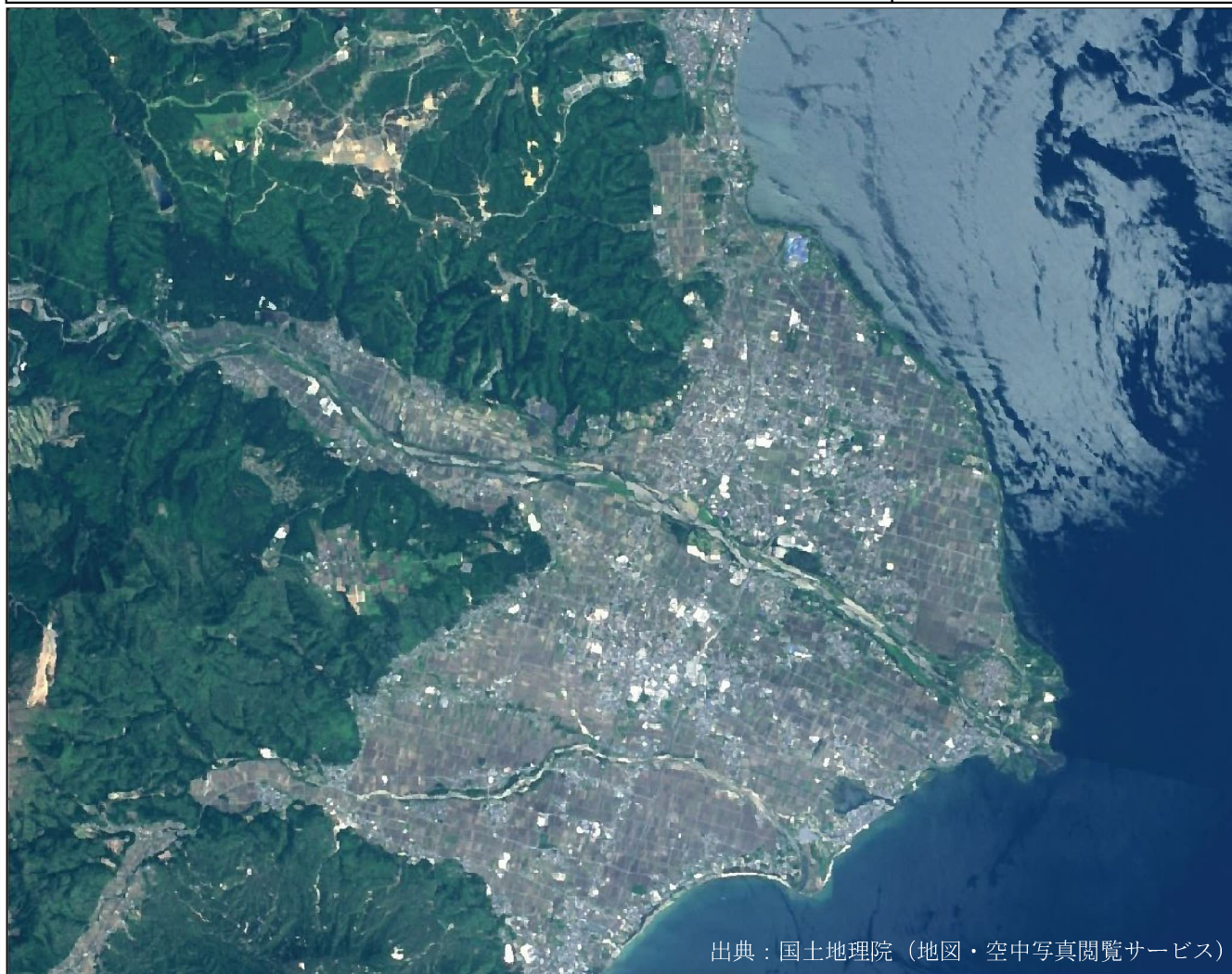
高島市南部通信

令和8年6月 発行創刊号

発行 高島市南部土地改良区

高島市安曇川町下小川 2912

TEL 0740-32-2297



出典：国土地理院（地図・空中写真閲覧サービス）

目次

- | | | | |
|-----------------------------|---|----------------------------|----|
| ◆理事長あいさつ・・・・・・・・・・・・・ | 2 | ◆賦課金（水利費）、賦課金納入時期・・・・・・・・ | 7 |
| ◆合併概要、合併の目的、合併までの経緯・・・・・・・・ | 3 | ◆令和8年度農地転用決済金について | |
| ◆総代、役員を紹介・・・・・・・・・・・・・ | 4 | 令和8年度一般会計予算概要・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| ◆用排水調整委員の紹介、事務局機構図・・・・・・・・ | 5 | ◆令和8年度特別会計予算概要 | |
| ◆賦課金（経常・事業）・・・・・・・・・・・・・ | 6 | 賦課金の納付済証明書、細目書について・・・・・・・・ | 9 |
| | | ◆地区別連絡先について・・・・・・・・・・・・・ | 10 |

ごあいさつ

理事長 中川 幸雄

新緑の候、組合員の皆さまにはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より土地改良区の運営並びに業務の推進に格別なるご理解とご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、旧新旭土地改良区、旧安曇川沿岸土地改良区、旧鴨川流域土地改良区の3土地改良区は、令和8年4月1日に新設合併し「高島市南部土地改良区」として新たな一步を踏み出しました。

そして、本年4月に開催いたしました第1回臨時総代会において、総代の皆さまにお集まりいただき、新土地改良区としての体制を整えることができましたことを、大変心強く感じております。

その後に開催されました高島市南部土地改良区理事会において初代理事長に選任いただきました中川でございます。組合員の皆さまをはじめ、関係各位のご支援とご協力に心より感謝申し上げます。

三つの土地改良区は、それぞれ長い歴史と地域に根ざした運営を続けてまいりました。

旧新旭土地改良区は昭和55年の設立以来、安曇川沿岸土地改良区は昭和26年の設立以来、また鴨川流域土地改良区は、幾度かの組織再編を経ながら、それぞれ地域農業を支える重要な役割を果たしてまいりました。

その歴史と伝統を受け継ぎながら、今回の合併により、より強固な組織基盤と安定した運営体制を築き、将来にわたり地域農業を支えていくことを目指しております。

合併後の受益面積は2,235.4ヘクタール、組合員数は2,908名となり、県内でも有数の規模を有する土地改良区となりました。一方で、賦課金や財産管理などについては、これまで各地区で築いてきた経過を踏まえながら、段階的に調整を進めていくこととしております。

今後とも、役員会や総代会において十分に協議を重ね、組合員の皆さまのご理解をいただきながら運営を進めてまいります。

また、近年は猛暑や少雨など気象条件が大きく変化しており、農業用水の安定確保が重要な課題となっております。また、中東情勢は極めて緊迫した状況にあり、ホルムズ海峡の封鎖に伴い、原油供給への影響が懸念されております。報道でも燃料価格や資材価格の高騰、物流への影響などが伝えられており、今後の農業経営や土地改良施設の維持管理にも大きな影響を及ぼすことが危惧されます。

特に、揚水機場等の運転に必要な電気料金や燃料費の上昇は、土地改良区の運営にも直結する課題であり、引き続き経費節減と安定した用水供給に努めてまいります。

組合員の皆さまにおかれましても、節水や効率的な水利用にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、組合員並びに関係者の皆さまのご支援、ご協力に改めて感謝申し上げますとともに、皆さまのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げ、挨拶といたします。



高島市南部土地改良区
理事長 中川 幸雄

【合併概要】

合併日：令和8年4月1日

合併した土地改良区：新旭土地改良区、安曇川沿岸土地改良区、鴨川流域土地改良区

新土地改良区：高島市南部土地改良区

受益面積：2,235.4 ha

組合員数：2,908名

【合併の目的】

土地改良区は、受益範囲内の組合員によって設立された団体であり、生産基盤の整備を通じて、農業の発展や食料の安定供給、さらには地域環境の保全にも寄与しています。

しかしながら、近年は農業従事者の減少・高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の増加に加え、気候変動による自然災害の激甚化など、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、農業水利施設の老朽化に伴う更新費用の増大や賦課金の負担の調整などにより、財政基盤の脆弱化も課題となっています。

このような状況に対応するためには、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するとともに事業完了後の施設の適正な維持管理体制を確立し、経営基盤の強化を図ることが必要です。こうした情勢を踏まえ、より効率的な組織運営と組合員の負担軽減を目的として、新旭・安曇川沿岸・鴨川流域の各土地改良区は令和8年4月1日に合併し、高島市南部土地改良区として新たに発足いたしました。

【合併までの経緯】

令和2年度	連携推進協議会を設立
令和6年6月24日	新旭・安曇川沿岸・鴨川流域土地改良区合理化検討会を設立
令和6年6月～10月	合理化検討会にて合併の基本構想を検討
令和6年12月	各土地改良区理事会で合併推進協議会を設置し合併構想に基づき進めることを可決
	各土地改良区総代会で合併構想等を報告
令和7年2月3日	高島市南部土地改良区合併推進協議会を設立
令和7年2月～7月	合併推進協議会にて統合整備計画書や定款・規約等を検討
令和7年7月30日	土地改良区合併予備契約の調印式を実施
令和7年10月30日	3改良区による合併財務確認を実施
令和7年11月	各改良区の臨時総代会において合併について承認
令和7年12月4日	高島市南部土地改良区設立委員会を設立
令和8年3月2日	滋賀県へ新設合併の認可を申請
令和8年4月1日	合併の認可・公告 第1回監事会、第1回理事会の開催
令和8年4月2日～16日	総代・役員選挙
令和8年4月16日	第1回臨時総代会の開催
令和8年4月24日	第2回監事会、第2回理事会の開催



総代のご紹介 (敬称略)

任期：令和8年4月8日～令和12年4月7日

《第1選挙区》安曇川町
定数 27 名

下古賀 佐野 昇
上古賀 平井清次
長尾 川島耕一
中野 中村英明
南古賀 柴田正行
南市 松田安浩
下ノ城 横井康幸
三田 白藤政喜
佐賀 鈴木雅彦
沖田 奥谷義則
馬場 横井喜久
三尾里 八田忠徳
五番領 小宮長茂

三重生 多胡重孝
庄 塚 熊谷健一
十八川 枝 主市
西万木 横木秀和
青柳 志村厚司
上小川 湊田常博
下小川 湊田邦雄
横江 八田人志
北船木 木村常男
南船木 八木高夫
川島 奥津博之
藤江 早藤甚五郎
今在家 梅村誠一郎
横江浜 青井新哉

《第2選挙区》新旭町
定数 13 名

新庄 古田敬一
安養寺 栗原隆二
北畑 安藤孝雄
藁園 北村秀人
太田 浅見忠富
木津 水谷勝行
岡 中西泰朗
日爪 山川恒幸
五十川 中村義之
米井 中西裕
田井 饗庭庄威
針江 北野俊朗
深溝 上原貴四男

《第3選挙区》高島
定数 12 名

宿鴨 本間 覚
出鴨 金田 充
南鴨 清水正博
北鴨 水谷敏治
宮野 横井川長輝
上永田 木津文男
下永田 三矢信昭
音羽 村谷広司
音羽上 松井保則
勝野 中村栄次郎
拝戸 高城 慶
高島 八田義弘



役員のご紹介 (敬称略)

任期：令和8年4月24日～令和12年4月23日

去る4月16日開催の『第1回臨時総代会』において、新役員として次の方々が選任され、同月の監事会及び理事会で下記のとおり役員が互選されました。

《理事長》

安曇川町田中 中川 幸雄

《副理事長》

会計担当理事

高島(伊黒) 西川 研治

庶務 事業担当理事

新旭町旭庭川 清治

《総括監事》

安曇川町中野 内村 泰雄

《監事》

新旭町饗庭 足立 哲夫

高島(鴨) 万木 秀喜

安曇川町北船木 伊香 悦子

《理事》

安曇川町南古賀 清水 秀雅

安曇川町常磐木 三生 一郎

安曇川町青柳 北川 三吾

安曇川町上小川 澤井 良彦

安曇川町南船木 中谷 宗吉

安曇川町四津川 拝藤 助裕

新旭町北畑 上原 和男

新旭町藁園 鎌田 浩

新旭町太田 桑 敏巳

新旭町饗庭 堀野 善信

新旭町深溝 中村 憲一

高島(鴨) 門地 喜代春

高島(永田) 三矢 信之

安曇川町四津川 梅村 知郷

安曇川町四津川 梅村 愛子

用排水調整委員のご紹介 (敬称略)

令和8年度

下古賀 井上公一
 上古賀 嶋本昌知
 長尾 平野徹二
 中野 内村泰雄
 南古賀 西澤政夫
 南市 安原 徹
 下ノ城 横井竹三
 仁和寺 村山雅和
 三田 中村 勇
 佐賀 内藤 勇
 上寺 横井栄幸
 沖田 前川和博
 馬場 岸田英樹
 三尾里 日置克洋
 五番領 中村 智
 三重生 多胡重孝
 庄堺 熊谷 猛
 十八川 枝 主市
 西万木 岩井拓也

青柳 中江武良
 上小川 志村昌治
 下小川 馬場 寛
 三ツ矢 小島健誠
 出福 梅村久次
 横江 湊田正良
 北船木 中瀬 治
 南船木 一井俊哉
 川島 奥津博之
 藤江 早藤博司
 今在家 梅村廣毅
 横江浜 青井新良

新庄 多胡嘉次
 川原市 岡田わたる
 井ノ口 多谷 治
 安養寺 上原康夫
 北畑 清水嘉昭
 藁園 河内浩喜
 太田 清水 巧
 木津 内藤裕一
 あいば 山川恒幸
 五十川 中村義之
 米井 中西與志治
 辻沢 足立 功
 今市 栗原勝彦
 平井 下司浩之
 田井 饗庭庄威
 堀川 遠藤 勉
 山形 八田 康
 霜降 川島和久
 森 内藤正夫
 針江 森田重樹

深溝 上原貴四男
 宿嶋 林弥寿夫
 出嶋 北川久司
 南嶋 清水儀郎
 北嶋 水谷敏治
 宮野 菅井喜代和
 上永田 木津茂和
 下永田 三矢信昭
 音羽 白崎 智
 音羽上 松井宏明
 勝野 梅村久雄

高島市南部土地改良区の事務局機構図



賦課金

各賦課金は各地区に記載しております単価で賦課させていただきます。

賦課金の請求先は、合併前と変更ありません。

経常賦課金は5年を目途に統一したいと考えております。

経常賦課金

対 象 区 域	地 目	10 a 当りの単価
新 旭 地 区	田整備済	2,400 円
	田未整備	1,200 円
安 曇 川 沿 岸 地 区	田	2,600 円
県 営 高 島 ・ 安 曇 川 地 区 ほ 場 整 備 事 業 区 域	田	3,000 円
	畑	2,000 円
青 柳 地 区	田	1,000 円
団 体 営 音 羽 上 地 区		3,000 円

事業賦課金

県営高島地区ほ場整備事業賦課金

地 区 名	工 区 名	10 a 当りの単価	
高 島 地 区	一 般	伊 黒	維持費 800 円
		拝 戸	維持費 800 円
島 地 区	琵琶湖 関 連	鴨 第 1	維持費 800 円
		鴨 第 2	維持費 800 円
地 区	琵琶湖 関 連	永 田	維持費 800 円
		三 ツ 矢 出 福	維持費 800 円
		音 羽	維持費 800 円
		音 羽 上	維持費 800 円
		宮 野	維持費 800 円

県営安曇川地区ほ場整備事業賦課金

地 区 名	工 区 名	10 a 当りの単価
安 曇 川 地 区	下 ・ 横	維持費 800 円
	上 小 川	維持費 800 円
	梅 ノ 木	維持費 800 円
	南 船 木	維持費 800 円
	藤 江	維持費 800 円
	川 島	維持費 800 円

水利費

新旭地区

対 象 区 域	賦 課 基 準
県 営 新 旭 地 区 団 体 営 五 十 川 ・ あ い ば ・ 木 津 地 区	維持管理費 + 電力量
上 記 の 転 作 地	整 備 地 上 記 経 費 の 50% ~ 70% を 減 額
	未 整 備 地 上 記 経 費 の 75% ~ 87.5% を 減 額

安曇川沿岸地区

対 象 区 域	賦 課 基 準
安 曇 川 沿 岸 地 区 合 同 井 堰 ・ 奥 山 ダ ム ・ 三 重 生 井 ・ 饗 庭 井 掛 かり	維持管理経費を受益面積割にて賦課 地 区 内 一 律 4,000 円 /10a
上 記 の 転 作 地	上 記 金 額 の 50 % を 減 額

鴨川流域地区

県 営 高 島 琵 関 ・ 安 曇 川 地 区 団 体 営 音 羽 上 地 区 ほ 場 整 備 事 業 区 域 青 柳 地 区 ほ 場 整 備 事 業 計 画 区 域	基 本 料 + 使 用 料	左記の区域を分水の受益ブロック(10ブロック)に分け、基本料は統一しますが、使用料については各ブロックの給水量に応じてあん分計算いたします。
上 記 の 転 作 地	基 本 料	
上 記 周 辺 の ほ 場 整 備 外 地 域	基 本 料	
上 記 の 転 作 地	な し	


賦課金納入時期

賦課金課徴収の時期

(1)新旭地区

区 分	内 訳	徴 収 期 限	賦 課 率
経 常 賦 課 金	事 務 運 営 費	1 期 令和8年 7月31日	100%
水 利 費	揚 水 機 施 設 維 持 管 理 費	1 期 令和8年 7月31日	2,500円~3,500円(10a) 精算額
		2 期 令和8年11月30日	

(2)安曇川沿岸地区

区 分	内 訳	徴 収 期 限	賦 課 率
経 常 賦 課 金	事 務 運 営 費	1 期 令和8年 7月31日	100%
水 利 費	水 利 施 設 維 持 管 理 費	2 期 令和8年11月30日	100%

(3)鴨川流域地区

区 分	内 訳	徴 収 期 限	賦 課 率
経 常 賦 課 金	事 務 運 営 費	1 期 令和8年 7月31日	50%
事 業 賦 課 金	土 地 改 良 施 設 の 共 通 維 持 費	2 期 令和8年11月30日	
水 利 費	揚 水 機 施 設 維 持 管 理 費	1 期 令和8年 7月31日	約 60 % 残40% (精算)
		2 期 令和8年11月30日	

令和8年度農地転用決済金について

土地改良区受益地内の農地を農地転用等により地区から除外（資格喪失）する場合には、土地改良法第43条第2項の規定に基づき、土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済を行っていただくこととなります。

土地改良区では、水利施設等の維持管理費を組合員の皆さまからの賦課金により運営しております。しかし、農地転用等により受益面積が減少すると、その維持管理費を残った受益地で負担することとなり、組合員の皆様への負担増加につながります。

このため、維持管理の公平な負担を図り、土地改良区の健全な運営を維持するため、農地を地区から除外される際には、面積に応じた決済金を納めていただいております。

なお、公共事業等による用地買収の場合につきましても、同様に決済金が発生いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

単位：1㎡当り

地区名	決済金額
新旭地区	133円
五十川地区	126円
あいば地区	157円
木津地区	142円
安曇川沿岸地区	133円
鴨川流域地区	120円

※県営かんがい排水事業の対象農地を農地転用する場合、事業完了から8年経過後でないと転用できないケースもあるため、事前に土地改良区までお問い合わせ下さい。

令和8年度 一般会計予算概要

令和8年4月16日（木）第1回臨時総代会において、可決されました。

収入 230,696,000円 単位：円

1. 土地改良事業収入	139,628,000
2. 付帯事業収入	9,331,000
3. 特定資産運用収入	2,714,000
4. 補助金等収入	53,784,000
5. 交付金収入	10,940,000
6. 雑収入	1,723,000
7. 寄付金収入	1,000
8. 借入金収入	1,000
9. 特定資産取崩収入	7,546,000
10. 固定資産売却収入	5,000
11. 他会計繰入金	1,023,000
12. 繰越金	4,000,000

支出 230,696,000円 単位：円

1. 土地改良事業費支出	140,703,000
2. 付帯事業費支出	6,964,000
3. 一般管理費支出	60,336,000
4. 土地改良事業負担金支出	6,685,000
5. 借入金返済支出	440,000
6. 支払利息	403,000
7. 固定資産取得支出	467,000
8. 特定資産積立支出	13,504,000
9. 予備費	1,194,000

令和8年度 特別会計予算概要

令和8年4月16日（木）第1回臨時総代会において、可決されました。

収入 4,191,000円

単位：円

1. 発電収入	2,178,000
2. 特定資産運用収入	11,000
3. 雑収入	2,000
4. 特定資産取崩収入	2,000,000

支出 4,191,000円

単位：円

1. 土地改良事業費支出	2,380,000
2. 特定資産積立支出	788,000
3. 他会計繰出金支出	1,023,000

賦課金の納付済証明書

賦課金納付済証明書につきましては、これまで当該年度の納付額の証明する書類として発行していましたが、経費削減及び新しい賦課金システムの導入に伴い、**令和8年度より発行を廃止**させていただきます。

また、新旭地区につきましては、**賦課金納付時の領収書の発行を廃止**し、通帳記入をもって領収書に代えさせていただきます。

なお、納付証明書が必要な場合は、個別に対応いたしますので、事前に改良区までご連絡をお願いします。

確定申告の際につきましても、納付済証明書がなくても通帳記入より納付状況をご確認いただけます。

細目書について

細目書（前年度に賦課した土地の一覧）は、これまで新旭地区及び鴨川流域地区の組合員の皆様へ送付しておりましたが、合併を機に令和8年度より安曇川沿岸地区においても送付することと致しました。

細目書が届きましたら内容をご確認いただき、耕作者や作付・転作などに変更がある場合もしくは、無い場合も、土地改良区へご提出をお願いいたします。

細目書を提出していただくことで、耕作者の変更や作付・転作の変更をまとめて手続きすることができます。

提出いただいた内容をもとに、その年度の賦課内容を決定いたします。

なお、転作がある場合は、細目書の記載内容に基づき、水利費を減額いたします。

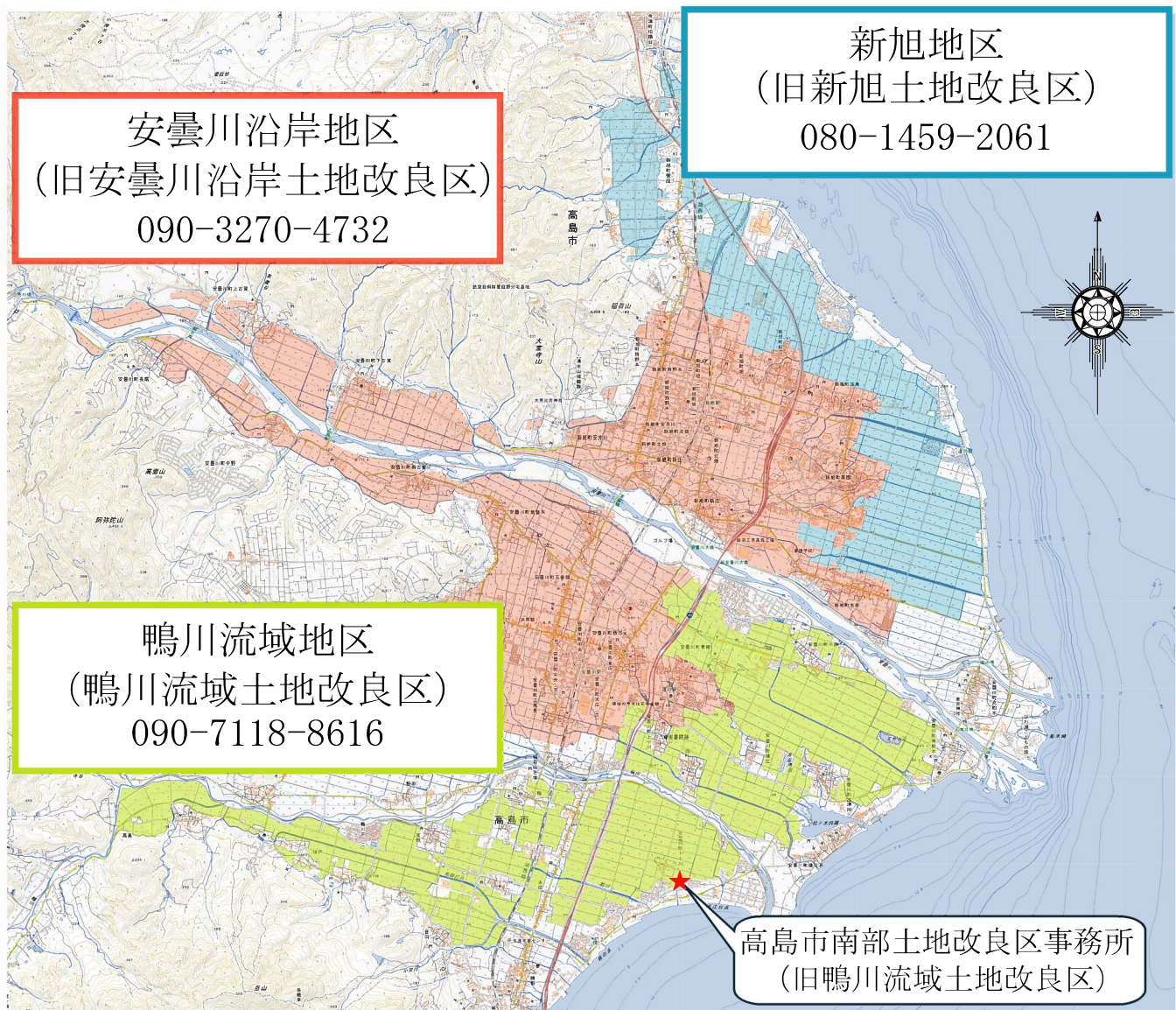
※細目書の提出がない場合は、前年の内容のまま賦課されますので、ご注意ください。

また、組合員の名義の変更につきましては、従来どおり、資格得喪通知書のご提出が必要です。

地区別連絡先について

このたび、組合員の皆さまからの連絡体制の充実を図るため、旧土地改良区の区域ごとに専用の携帯電話をご用意いたしました。

用水や施設に関する連絡等につきましては、下記によりご連絡いただきますようお願いいたします。



- 発行所：高島市南部土地改良区
- 発行人：理事長 中川 幸雄
- 住所：520-1223 滋賀県高島市安曇川町下小川 2912 番地
- 電話：0740-32-2297
- FAX：0740-32-3766
- ホームページ：https://takashima-nambu.jp
- Eメール：mail@takashima-nambu.jp

■ お問い合わせ
TEL 0740 - 32 - 2297

■ 届出用紙のダウンロード
【高島市南部土地改良区ホームページ】
https://takashima-nambu.jp